

裁 決 書

大和市***

審査請求人 ***

処 分 庁 大和市長

審査請求人が平成29年11月8日に提起した処分庁による差押処分に係る審査請求（平成29年（審）第5号 差押処分取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成29年8月2日、処分庁大和市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人****（以下「審査請求人」という。）に対し、同人が平成22年度から29年度にかけて滞納し、納付されていない市税等***円を徴収するため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第41条第1項、第331条第6項、第459条第6項及び第728条第7項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第1項の規定により、審査請求人が有限会社***（以下「第三債務者」という。）より支払を受けるべき同月以降の毎月の給料等の支払請求権の差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年11月8日、審査請求人は、大和市長に対し、本件処分の取消し等を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 平成29年7月中までに連絡をしないと財産を差押えすると言われたため、約束どおり7月中に連絡し、滞納税額を支払う意思もあったが、午前中に連絡がなかったことをもって本件処分が行われたことに納得がいかない。
- (2) 現在収入が***円であり、給料を差し押えられると手取りが半額以下となり、さらに、家賃、光熱費及び携帯代を差し引くと***円程度しか残らず、国民年金保険料も払えず生活が苦しいので、取立額を再度検討してもらいたい。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件処分に違法又は不当な点はないとして、本件審査請求を棄却するよう求めている。

- (1) 処分庁は、平成29年6月29日、審査請求人に対し、7月中の来庁予定日の朝連絡し、担当者の在席を確認した上で来庁すること及びこれがなかった場合に給与差押を行う可能性を伝えている。従って、同月31日午前中までに審査請求人の来庁予定の連絡がなかったことをもって納税の意思なしと認めて本件処分を行ったことは、審査請求人に伝えた事項に反していない。
- (2) 法第331条第1項第1号等によれば、督促状を受けた日から起算して10日を経過した日まで督促に係る徴収金を完納しなければ、滞納者の財産を差押なければならないと規定しており、処分庁は、審査請求人に督促状の送付のみならず、期限以内に納付がない場合は差押えを執行すると記載した差押警告書等を送付し、差押えの執行を警告してきた。審査請求人は、差押警告書の送付のたびに分割納付の約束をしているので、差押警告書の趣旨を認識していたと考えられる。また、差押警告書発送後の平成27年6月28日の納税相談の際には、審査請求人は納税誓約書を提出し、納付を約束し、及び不履行の際は滞納処分に同意することも誓約している。しかしながら、審査請求人は、これまで当該分割納付の誓約に基づく納付を一度も行っていない。処分庁は、本件処分に至るまで、文書通知、納税相談の対応等により、審査請求人に自主的な納付による未納分の解消の機会を十分に与えてきたが、滞納が解消されなかったのであるから、平成29年7月31日中に処分庁に連絡したことをもって本件処分が不当であるとの審査請求人の主張は認められない。
- (3) 法の規定により、財産の差押えにより滞納市税等を徴収すべき状況にあり、審査請求人が希望してきた、少額の分割納付については、滞納額や収入から本来は

認めることはできず、法第15条第1項に規定する徴収の猶予期間の上限と同等に、滞納額等を12か月に分割して納付するか、給与差押額に相当する額の分割納付の履行を求めてきた。しかし、審査請求人は、それを履行する意思を示したことは一度もなかったため、やむを得ず次回来庁までの短期間に限定し、審査請求人が希望する額の分割納付を認めてきたが、それすら一度も履行されなかった。以上から審査請求人は納税に対する誠実な意思はないと判断して、本件処分を行った。

- (4) 本件処分に係る取立については、第三債務者に対し、債権差押通知書と併せて、給与の総支給額及び国税徴収法第76条第1項各号に規定する差押禁止額に相当する額を所定の箇所に入力し、取立額を計算する「給与差押可能金額算定表」を収めたCD-R及び第三債務者が「給与差押可能金額算定表」を参照して、給与の総支給額から法律に基づく取立額を算出し、処分庁に振り込むことを依頼する給与差押額の取立依頼文書を送付している。これに基づき、現在、毎月第三債務者から処分庁に取立額***円が振り込まれている。

さらに、第三債務者から処分庁に、審査請求人に対する平成29年中の給与の支給状況について記載された平成30年度給与支払報告書が提出されている。その記載内容から1か月平均に相当する給与総支給額及び差押禁止額を算出したところ、給与総支給額は約***円であるから、同項第1号の差押禁止額は約***円、同項第3号の差押禁止額は約***円、同項第4号の差押禁止額は審査請求人には生計を一にする親族は***ため***円、同項第5号の差押禁止額は給与支給額から同項第1号から第4号までの差押禁止額相当を除いた額の20パーセントの金額である***円である。上記によれば、平成30年度給与支払報告書から算出する法律に基づく取立可能額の1か月平均は、給与の総支給額から差押禁止額相当の合計額を除くと***円である。実際に第三債務者から振り込まれている1か月の取立額は、当該取立可能額の1か月平均を下回る***円であることから、給与総支給額から差押禁止額に抵触しない額の取立が行われている。しかも、取立額の見直しを求める審査請求人の主張には、同項の規定に該当するものはない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 地方税法

ア 第15条第1項（徴収猶予の条件等）

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。（各号列記の部分は省略）

イ 第41条第1項（個人の道府県民税の賦課徴収）

個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

ウ 第331条（市町村民税に係る滞納処分）

（第1項）市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

（1）滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

（2）略

（中略）

（第6項）前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

エ 第459条（軽自動車税に係る滞納処分）

（第1項）軽自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

（1）滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

（中略）

（第7項）前各項に定めるものその他軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

オ 第728条（水利地益税等に係る滞納処分）

（第1項）水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(中略)

(第7項) 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2) 国税徴収法

ア 第62条(差押の手續及び効力発生時期)

(第1項) 債権(電子記録債権法第2条第1項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)

の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

(第2項) 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

(第3項) 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(第4項) 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

イ 第76条第1項(給与の差押の禁止)

給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。(略)

(1) 所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

(2) 略

(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額

(4) 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額

(5) その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100

分の20に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

(3) 国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）

（給料等の差押禁止の基礎となる金額）

第34条 法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき45,000円を加算した金額）とする。

審理員の判断

1 認定事実

後掲各証拠及び双方の主張の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（以下、審査請求人提出証拠を甲号証とし、処分庁提出証拠のうち、平成30年1月18日提出分を乙号証とし、同年5月18日提出分を追加乙号証として、それぞれ順に付番する。）。

- (1) 審査請求人は、平成**年**月以降現在まで大和市に在住している。（弁論の全趣旨）
- (2) 平成21年4月30日、審査請求人から処分庁に電話により相談があり、処分庁の職員は、平成20年度国民健康保険税が未納であると伝え、納付書を発送した。（乙第1号証14頁）
- (3) 処分庁は、平成21年2月24日から平成29年10月31日にかけて、審査請求人に対し、法第41条第1項、第331条第1項第1号、第459条第1項第1号及び第728条第1項第1号の規定に基づき督促状を発し、これに基づき本件処分までに審査請求人から納付された額は、合計で***円であった。（乙第2号証1頁及び第3号証1頁ないし4頁）
- (4) 平成24年2月20日、処分庁は、滞納した国民健康保険税に係る納税相談のため来庁するよう、期限を同年3月2日に設定した上、保険年金課から短期保険証交付予告通知書を審査請求人に対し発送したところ、同日までに来庁しなかった。（乙第1号証13頁）
- (5) 平成24年7月4日、審査請求人が処分庁に来庁し、国民健康保険証の発行を希望したため、処分庁の職員は、分納を約束した上で、短期保険証及び分割納付書を手渡したところ、納付はされていない。（乙第1号証13頁）

- (6) 平成24年11月8日、処分庁が審査請求人に対し送付した平成24年度国民健康保険税に係る督促状が宛所不明で返戻された。同月14日、徴収嘱託員が審査請求人の住所を訪問したところ、当該住所に審査請求人の居住実態がないことが判明した。平成25年4月4日、処分庁は職権により国民健康保険資格を平成24年9月30日に遡及して喪失させた。(乙第1号証11頁及び12頁)
- (7) 審査請求人が現住所への転居の届出を行ったため、平成26年12月9日、処分庁は平成22年度から平成25年度までの滞納税額の催告状を審査請求人に発送した。同月11日、審査請求人は処分庁に来庁し、同年12月28日までに再度来庁すると約束したところ、同日までに来庁しなかった。(乙第1号証10頁及び11頁並びに第3号証11頁)
- (8) 平成27年1月29日、審査請求人は納税相談のため処分庁に来庁し、その際に処分庁は、滞納税額及び延滞金の納付について、月***円、12か月間の分割納付を提示するも、審査請求人は提示した条件を了承しなかった。処分庁は国税徴収法第76条第1号から第5号までに基づく差押禁止額の合計額を控除した給与差押額を勘案し、給与差押額と同等の月***円の分割納付を提示した。審査請求人はこれも了承せず、月***円の分割納付を希望したため、処分庁は給与明細書の持参を指示し、月***円の分割納付書3か月分の暫定分割納付書を交付したところ、納付はされなかった。(乙第1号証10頁)
- (9) 平成27年6月23日、処分庁は平成22年度分から平成26年度分まで滞納税額及び延滞金の催告状を審査請求人に発送した。同月28日、審査請求人は処分庁に来庁し、月***円の分割納付を希望した。処分庁は、月***円、12か月間の分割納付又は1か月分の給与差押額に相当する月***円の分割納付を提示したところ、審査請求人はいずれも了承しなかった。審査請求人は、未納金額を***円と承認した上で、同年8月から月***円を3回納付する旨の納税誓約書を提出し、処分庁は月***円の分割納付書3か月分の暫定分割納付書を交付したところ、納付はされなかった。(乙第1号証9頁及び10頁、第3号証11頁ないし12頁並びに第4号証)
- (10) 平成28年6月21日、平成23年度から平成27年度までの滞納税額の催告状を審査請求人に発送した。同月28日、審査請求人が処分庁に来庁し、月***円の分割納付を希望したため、処分庁は月***円の分割納付書2か月分の暫定分割納付書を交付したところ、納付はされなかった。(乙第1号証8頁及び第3号証9頁ないし10頁)
- (11) 平成28年12月8日、平成24年度から平成27年度までの滞納税額の催告状を審査請求人に発送した。平成29年1月5日、審査請求人が処分庁に来庁し、処分庁は、月***円の分割納付を提示するも了承せず、月***円の分割納付を希望したため、同額を分割納付しても差押になると警告した上で月***円の分割納付書4か月分の暫定分割納付書を交付したところ、納付はされなかった。(乙第1号証7頁)

及び第3号証7頁)

- (12) 平成29年6月26日、平成24年度から平成28年度までの滞納税額の催告状を審査請求人に発送した。同月29日、審査請求人から処分庁に電話連絡があり、処分庁は、来庁による納税相談が必要であると伝え、審査請求人は7月中の来庁を約束した。処分庁は、当日朝の電話連絡により担当者の在席を確認した上で来庁すること、7月中に相談がない場合は給与差押の可能性のあることを説明した。(乙第1号証5頁及び第3号証5頁ないし6頁)
- (13) 審査請求人から処分庁に対し、平成29年7月31日午前中までに処分庁の担当者の在席を確認する連絡はなかった。処分庁は、同日午後第三債務者に給与の債権差押通知書、給与差押可能金額算定表を収めたCD-R及び取立額を計算し、差押額を大和市に振り込むことを依頼する文書を発送した。審査請求人は同日午後3時頃から4時頃までの間に、7月中に来庁できなくなった旨電話で連絡をし、処分庁は、第三債務者に債権差押通知書を発送した旨を伝えた。(乙第1号証4頁ないし5頁、第6号証、追加乙第1号証及び第2号証)
- (14) 審査請求人は、自身に対し平成20年度から平成29年度までにかけて課税された国民健康保険税、市県民税及び軽自動車税のうち、平成29年7月31日現在でこれらの合計***円を滞納し、これに対する延滞金は、***円に達していた。(甲第1号証及び乙第6号証)
- (15) 平成29年8月2日、第三債務者に対し、債権差押通知書が送達された。(乙第6号証)
- (16) 平成29年11月8日、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- (17) なお、審査請求人は、平成29年中において、第三債務者から給料及び賞与の総額として、合計***円の支払いを受け、その支払いに当たっては、源泉徴収税として***円、社会保険料等として***円が控除されている。また、審査請求人に控除対象扶養家族が存在する事情は***。(追加乙第3号証)
- (18) 平成29年9月から同年12月までの間、毎月1回配当納付書により本件処分による取立額として、第三債務者から処分庁に対し、***円の振り込みがあった。(乙第2号証)

2 争点に対する判断

(1) 審査請求人が連絡する前に本件処分を行ったことについて

審査請求人は、納税の意思をもって平成29年7月31日午後処分庁に連絡をしたにもかかわらず、その連絡前に本件処分を既に行っていたことが、審査請求人との約束に反すると主張するため、本件処分が租税関係法令に反し違法であるか、又は信義誠実の原則(民法第1条第2項参照)に反し妥当性を欠くといえ

るかについて、検討する。

まず、審査請求人には、本件処分当日において市税等***円の滞納があったことに争いはなく、処分庁において徴収の必要性があったことが認められる。処分庁は、本件処分に先立ち、法第41条第1項、第331条第1項第1号、第459条第1項第1号及び第728条第1項第1号の規定による督促状を発し（乙第3号証1頁ないし4頁）、これに基づく納付がなかったものについては、処分庁が滞納処分を行う法令上の要件は充足していたというべきである。加えていえば、後述するように国税徴収法第76条に規定する給与債権の差押禁止に抵触することもないから、本件処分それ自体の違法性は認められない。

次に、前記認定事実によれば、処分庁は、平成29年6月29日の電話連絡において、審査請求人に対し、7月中に来庁して納税相談をしない場合は給与差押の可能性のあることを伝え、審査請求人が来庁するまでに1か月以上の期間を設けている。また、来庁する日の朝に担当者の在席を確認した上、来庁するよう説明している。

そうであれば、処分庁が、審査請求人から7月31日午前中に連絡がなかったために本件処分を行ったことが、独断により審査請求人との約束を反故にしたものとはいえない。

さらにいえば、平成23年12月以降本件処分までの間、処分庁は、審査請求人に対し、催告状を計5回送付しており、審査請求人に対し、納付する機会を十分に与えたことに加え、催告状を受領する都度、納税相談に来庁した審査請求人に対し、滞納状況を説明し、差押処分に至らないよう分割による支払方法について指導を行ったことが認められる。これに対し審査請求人は、処分庁が提示した分割納付額よりも低額な納付額を希望したり、納税誓約書を提出したりしておきながら、本件処分までの間に納付した金額は合計して***円にとどまっており（乙第2号証）、本件処分時点での滞納金額***円を勘案すると、賦課された税額の大部分を納付していない。審査請求人に自ら納付して滞納を解消する意思があったと認めるに足りる事情は見受けられない。

これらによれば、滞納処分たる本件処分に踏み切った処分庁の判断が審査請求人との関係で信義誠実の原則に反するとはいえないから、本件処分が妥当性を欠くものとは認められない。

従って、審査請求人の上記主張には理由がない。

(2) 毎月の給与からの取立額を減額すべき事情の有無について

審査請求人は、本件処分による給与からの取立てにより、生活が苦しいので、取立額を再度検討して欲しいと主張するから、取立額を減額すべき事情があるかどうか、検討する。

国税徴収法第76条は、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質

を有する給与に係る債権の一部について差押えを禁止しているが、その趣旨は、給料等であっても本来的には滞納処分による差押えが可能であることを前提としつつ、給料等が給与生活者等の生計に占める重要性に鑑み、給料等のうち、滞納者の最低生活の維持等に充てられるべき金額の差押えを禁止することとして、納税義務の適正な実現を通じた租税収入の確保（同法第1条参照）と滞納者の最低生活の保障との調和を図ったものと解される（平成26年（行ウ）第5号・第8号同27年7月21日旭川地方裁判所判決・判例時報2282号56頁参照）。

これを本件についてみるに、審査請求人は第三債務者から給料及び賞与の総額として、平成29年中において、合計***円の支払いを受け、源泉徴収税として***円、社会保険料等として***円が控除されている。これらの額を1か月平均の額として12分した上で1,000未満の額を切り捨てて計算すると、国税徴収法第76条第1項の給料等は***円、同項第1号の額は***円、同項第3号の額は***円、審査請求人には控除対象扶養家族は***ため、同項第4号の額は***円であり、同項第5号の額（給与等から同項第1号から第4号までの額を控除した金額の100分の20に相当する金額）は、***円である。同条第1項に規定する給与の差押が禁止される額は、同項第1号から第5号までの合計額である***円となる。

以上の点から、審査請求人には前年と同程度の収入があるとして、同法第76条第1項に規定する給与額***円から、給与の差押を禁止される額***円を差し引いて得た額***円が、処分庁が審査請求人に対して差押が可能な額と認められる。平成29年9月以降の毎月、本件処分による取立額として、配当納付書により第三債務者から処分庁に振り込まれている***円は、この***円を超えない額にとどまっている。従って、同法の趣旨からすれば、審査請求人の最低限度の生活は担保されているというべきである。これに反する特別な事情が存在するか否かについての具体的な事実に関する審査請求人による主張はなかった。

よって、毎月の給与からの現在の取立額を減額すべき事情を認めることはできず、審査請求人の主張は理由がない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月1日

審査庁 大和市長 大 木 哲